

## 高知県内の医療機関に所属する救急救命士が行う救急救命処置に係る認定要領

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（救急救命士法関係）」（令和3年9月1日付け医政発0901第15号厚生労働省医政局長通知）に基づき、一般社団法人日本救急医学会及び一般社団法人日本臨床救急医学会において「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン」が策定され、救急救命士が勤務する医療機関において、医療機関に所属する救急救命士の資質向上及び業務の質の担保を目的とした取組や、院内研修の内容等について明確化された。

この要領は、高知県内の病院もしくは診療所（以下「医療機関」という。）に勤務する救急救命士が、所属する医療機関で高知県救急医療協議会（以下「協議会」という。）の認定を必要とする救急救命処置を実施するため、認定に係る事務手続き等について必要な事項を定める。

### 第1 認定を必要とする救急救命処置

認定を必要とする救急救命処置は、以下の処置を指す。

- 1 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対する気管内チューブによる気道確保
- 2 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保
- 3 心臓機能停止の状態にある傷病者に対する薬剤（アドレナリン）投与
- 4 心肺機能停止前の重度傷病者に対する血糖測定並びに、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液
- 5 心肺機能停止前の重度傷病者に対する血糖測定並びに、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

### 第2 対象者

救急救命士資格を有する者で、認定を必要とする救急救命処置に係る講習及び実習を修了した者とする。ただし、次に掲げる者は認定を要しない。

- 1 心臓機能停止の状態にある傷病者に対する薬剤（アドレナリン）の投与について、平成18年4月1日以降に実施された救急救命士国家試験（第30回以降）の合格者
- 2 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与について、平成27年4月1日以降に実施された救急救命士国家試験（第39回以降）の合格者

### 第3 認定申請手続

認定を受けようとする救急救命士を雇用する医療機関の管理者は、次の書類を協議会長に提出することにより申請する。

- 1 認定を必要とする救急救命処置に係る認定申請書（様式1）
- 2 救急救命士免許証の写し
- 3 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習の修了証及び実習の修了証

- 4 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習や実習の内容がわかるプログラム又はカリキュラム
- 5 自機関の救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会が定める規程

#### 第4 認定

- 1 協議会事務局は、認定申請を受けた場合、申請書類を確認する。
- 2 協議会事務局は、認定を行ったときは、申請者を經由し当該救急救士に対して認定結果を通知する。(様式4～9)
- 3 協議会長は、認定を行った救急救命士について、その認定申請の内容に虚偽があったことが発覚した場合は、その認定を取り消すことができる。

#### 第5 変更・報告等

- 1 認定を受けた救急救命士を雇用する医療機関の管理者は、他の医療機関で認定を受けた救急救命士を雇用した場合や、氏名の変更等で申請内容に変更事項等が生じた場合は、認定を必要とする救急救命処置に係る申請事項変更届(様式2)により速やかに協議会長に届け出るものとする。
- 2 認定を受けた救急救命士が、救急救命処置の認定状況についての証明が必要になったときは、認定を必要とする救急救命処置に係る認定証明書(様式3)により協議会長に申請するものとする。申請を受けた場合、協議会事務局は認定証明書を交付する。
- 3 認定を受けた救急救命士を雇用する医療機関は、毎年4月1日現在の協議会長が認定した救急救命士所属状況を、認定を必要とする救急救命処置を行う救急救命士一覧(様式10)により協議会長へ報告するものとする。

#### 第6 その他

- 1 認定を必要とする救急救命処置実施に係る救急救命士の講習及び実習に際しては、現行の厚生労働省通知等に則ったカリキュラム、内容とすること。
- 2 事故発生時の責任の所在については、認定を受けた救急救命士を雇用する医療機関又は当救急救命士にあるものとする。
- 3 県外で認定を必要とする救急救命処置の実施に係る認定を受けている救急救命士が、県内の医療機関に勤務先が変更となった場合、その認定を必要とする救急救命処置の取扱いについては新規認定の手続きをとるものとする。
- 4 本要領に基づく認定に係る事務については、協議会事務局である高知県健康政策部医療政策課と高知県危機管理部消防政策課が連携して行うものとする。
- 5 協議会事務局は、認定を受けた救急救命士を登録するための名簿の作成及び管理を行う(様式11)。
- 6 この要領に定めのない事項については、協議会長が別に定める。

#### 附則

令和8年5月20日施行